

みずき野集会所利用要領

1. 月曜日～土曜日

令和7年6月

	会議室	調理室	和室	ロビー
1.利用時間帯	9:00～20:00 (18時以降は団体のみ使用可)	9:00～20:00 (18時以降は団体のみ使用可)	9:00～20:00 (18時以降は団体のみ使用可)	9:00～20:00 (18時以降は団体のみ使用可)
2.利用対象者	会員団体優先 ☆会議 ☆サークル活動 ☆一般団体	会員団体・個人 ☆サークル活動 ☆一般団体	会員団体優先 ☆サークル活動 ☆一般団体	会員団体・個人
3.利用申込	所定の申込用紙 1か月前の当日 ☆申込先着順 ☆空室の場合当日可	所定の申込用紙 1か月前の当日 ☆申込先着順 ☆空室の場合当日可	所定の申込用紙 1か月前の当日 ☆申込先着順 ☆空室の場合当日可	所定の申込用紙 又は受付の名簿記入 ☆申込先着順 ☆空室の場合当日可
4.カラオケ利用	17:00～20:00 ☆日中は原則不可 利用状況により可	不可	不可	不可
5.飲食	飲食可 火気使用不可	飲食可 火気使用可	飲食可 火気使用不可	軽飲料のみ可 火気使用不可
6.その他	☆夜間は自主管理 ☆夜間利用者は入口 鍵の管理徹底 ☆後片付けの徹底 ☆チェックリストの 提出(ポスト投函)	☆夜間は自主管理 ☆夜間利用者は入口 鍵の管理徹底 ☆後片付けの徹底 ☆チェックリストの 提出(ポスト投函)	☆夜間は自主管理 ☆夜間利用者は入口 鍵の管理徹底 ☆後片付けの徹底 ☆チェックリストの 提出(ポスト投函)	☆夜間は自主管理 ☆夜間利用者は入口 鍵の管理徹底 ☆後片付けの徹底 ☆チェックリストの 提出(ポスト投函)

2.日・祝日

町内会長が認めた場合に限って、日・祝日に利用することが出来る。

利用時間帯は9：00～18：00までとし、

その他要項は月曜～土曜の基準に準ずる。